

# 令和8年度新やまがた就職促進奨学金返還支援事業

## 【Uターン促進枠】 募集要項

山形県及び県内市町村では、将来の担い手となる若者の県内回帰・定着を促進することを目的として、県外で就業した後に県内へUターンして一定期間居住・就業した者に対して、奨学金の返還支援のための補助金を交付する事業の助成候補者を募集します。

### 1 応募資格

応募資格は、次の各号の要件全てに該当する者とします。

(1) 次のA、Bのいずれかに該当する者

A 山形県内に居住しながら県内の高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程（以下「高校等」という。）を卒業（※）し、次に掲げる日本国内に所在する高等教育機関等（以下「大学等」という。）を卒業した者

- イ 大学院（修士課程及び博士課程）
- ロ 大学
- ハ 高等専門学校（第4、5学年及び専攻科に限る）
- ニ 短期大学
- ホ 専修学校専門課程
- ヘ 山形県立産業技術短期大学校、同庄内校、山形県立職業能力開発専門校

（※）以下に該当する者を含む

- ① 高等専門学校の卒業者で、県内の中学校又は特別支援学校中等部（以下、「中学校等」という。）を卒業した者
- ② 高等学校卒業程度認定試験を受け、大学等に進学した者のうち進学までの間、県内に居住していた者で県内の中学校等を卒業した者
- ③ 県外の高校等を卒業して大学等に進学した者のうち県内の中学校等を卒業した者

B 県内に所在する大学等を卒業した者

(2) 大学等在学中に、別表1に掲げる将来定住を希望する市町村で定める奨学金の貸与を受けていた者で、返還残額がある者

※1. 複数の大学等を卒業している場合は、1つの大学等の在学期間に貸与を受けた1つの奨学金を支援対象に指定して申請すること。

※2. 県内に居住・就業を開始する前に返還が終了する場合、支援額は0円となりますのでご注意ください。

(3) 申請日の属する年度の末日において40歳以下であること（誕生日が昭和61年4月2日以降の方）

(4) 大学等卒業後、県外において就業の実績があること

(5) 申請時点で県外に居住しており、かつ県内で就業していない者（ただし、令和8年4月1日から令和8年5月17日までの期間に県内で居住及び就業を開始した場合は対象とする。）

※居住状況については、住民票の写しをもって確認します。

(6) 県内に事業所を有する法人、団体及び個人事業主（以下「県内企業等」という。）への就業を希望する者又は県内での創業を希望する者

※公務員は対象外とします。ただし、以下の職種で就業する場合は対象とします。

- ・医師 ・看護師 ・助産師 ・保健師 ・歯科医師 ・薬剤師 ・獣医師 ・理学療法士
- ・作業療法士 ・臨床検査技師 ・診療放射線技師 ・言語聴覚士 ・精神保健福祉士
- ・歯科衛生士 ・社会福祉士 ・管理栄養士 ・視能訓練士 ・臨床工学技士 ・保育士

(7) 次の各号のいずれにも該当する者

イ 令和8年4月1日から令和9年10月31日までの期間に山形県内に居住（※）し、かつ**5年間以上**継続して居住する見込みの者

（※）実際に生活の本拠としていること及びその状況が住民票の写しをもって確認できることを条件とします。

ロ 令和8年4月1日から令和9年10月31日までの期間に山形県内で新規就業（※）又は創業し、かつ**5年間以上**継続して就業する見込みの者

（※）次の全てに当てはまる雇用形態であることを条件とします。

- ① 雇用主との間で6か月以上（更新による継続を含む）の労働契約を締結していること
- ② 雇用保険の被保険者（会社役員又は個人事業主の同居親族である場合を除く）であり、1週間の勤務時間が30時間以上であること（傷病、育児及び経済上の理由等により一時的に通常の勤務時間から短縮して勤務している場合を除く）

(8) 申請時点において、次に該当しない者

イ この事業により返還支援を受けようとする奨学金について、本事業以外の支援制度による返還支援や返還額の減額又は免除等を受ける予定がある者（※ 市町村が行う上乗せ支援を除く）

ロ 既にやまがた就職促進奨学金返還支援事業Uターン促進枠又は本事業Uターン促進枠の助成候補者の認定を受けている者又は申請中である者

ハ 山形県若者定着奨学金返還支援事業又はやまがた就職促進奨学金返還支援事業で既に助成対象者として支援を受けている者

## 2 募集人員

40名

## 3 募集期間及び提出先

(1) 募集期間

募集開始日	募集締切日時	認定(予定)	備考
令和8年 5月18日(月)	【1次締切】 令和8年8月31日(月) 17時必着	【1次認定】 令和8年9月中旬	1次締切までの応募者の中から1次認定者を決定し、その結果、認定枠に余裕があった場合に、1次締切後、2次締切までの応募者の中から2次認定者を決定する。 1次認定で募集人数に達した場合は、2次認定は実施しない。 3次締切分についても同様の取扱いとする。
	【2次締切】 令和8年9月30日(水) 17時必着	【2次認定】 令和8年10月中旬	
	【3次締切】 令和8年10月30日(金) 17時必着	【3次認定】 令和8年11月中旬	

(2) 提出先

定住予定の県内市町村へ、持参または郵送により提出してください。電子申請システムに対応している市町村については、同システムによる提出も可能です。なお、応募書類は返却しません。

## 4 応募書類

次に掲げる書類を提出してください。

- イ 新やまがた就職促進奨学金返還支援事業助成候補者認定申請書【Uターン促進枠】（別記様式1）
- ロ 【県外大学等の卒業者のみ】  
県内高校等の卒業証明書（写し可）若しくは卒業証書の写し又は県内中学校等の卒業証明書（写し可）若しくは卒業証書の写し
- ハ 大学等の卒業証明書（写し可）又は卒業証書の写し
- ニ 住民票の写し（コピー可、マイナンバーの記載のないもので申請日前1か月以内に発行されたもの）
- ホ 県外での就業実績が確認できる書類（在職証明書、退職証明書等）
- ヘ 奨学金貸与証明書
- ト 奨学金返還証明書（申請日前1か月以内に発行されたもの）

認定可能な人数を上回る応募があった場合、市町村ごとに選考を行います。上記のほかに選考に必要な書類の提出を求める場合がありますので、各市町村の指示に従ってください。

なお、応募書類の中で提出不可能な書類がある場合は、市町村の担当窓口にご相談してください。

## 5 助成候補者の認定

市町村及び県において応募書類等により審査して助成候補者を認定し、文書により通知します。なお、認定可能な人数を上回る応募があった場合は、応募資格を満たしていても助成候補者に認定されない場合があります。

また、以下の事由に該当した場合は、助成候補者の認定が取消しとなります。

- イ 奨学金の返還が免除された場合
- ロ 助成候補者が辞退する場合
- ハ 令和9年10月31日までに山形県内に居住を開始しなかった場合
- ニ 山形県内に居住後3年以内に山形県外へ転出した場合（転出後、再度県内に転入した場合を含む。）
- ホ 令和9年10月31日までに県内企業等に就業又は創業しなかった場合
- ヘ 自己都合（病気、けが等やむを得ない事情による場合を除く。以下同じ。）による離職期間が通算して6か月を超えた場合
- ト 会社側の都合または病気、けが等やむを得ない事情による離職期間が通算して12か月を超えた場合（自己都合による離職期間を含む。）  
※令和9年10月31日までに県内企業等に就業したものの、就業先の都合により県内に居住又は就業することができない期間があると認められる場合は、7-(7)の手続きにより取消が猶予される場合があります。担当窓口にご相談ください。
- チ 助成候補者認定後の手続きに必要な提出書類が提出期限を過ぎても提出されず、提出の求めにも応じなかった場合

## 6 助成方法

### (1) 助成対象者の認定

助成候補者が、令和8年4月1日から令和9年10月31日までの期間に山形県内に居住・就業（創業を含む）し、かつ通算して3年間就業した後に、申請により助成対象者として認定します。

ただし、他市町村への居住による返還支援額減額の猶予を受けている期間は、県内居住・就業の期間には含まれません。

## (2) 返還支援額

返還支援額は、県内への居住・就業を開始した時点の奨学金の返還残額（千円未満切り捨て）とし、60万円を上限とします。

ただし、助成候補者の認定申請書を提出した市町村以外の山形県内の市町村に転入した場合や、居住開始から3年以内に山形県内の他市町村へ転居した場合、支援額は2分の1となります（他市町村への居住による返還支援額減額の猶予を受けた者で、猶予期限までに応募書類を提出した市町村に居住した場合を除く）。  
※有利子貸与奨学金の場合の利子分については支援の対象となりません。

## (3) 助成方法

助成対象者からの申請に基づき、返還支援額を県が一括で本人に代わり奨学金の貸与機関に支払います。ただし、支払い時に返還残額が返還支援額を下回る場合は差額を助成対象者本人に支払います。

## (4) 助成対象者の認定の取消し

次のいずれかに該当した場合は助成対象者の認定が取り消しとなります。

イ 奨学金の返還が免除された場合（死亡、精神もしくは身体の障がいによる免除等）

ロ 要件を満たすこととなった日から起算して2年以内に、次のいずれかに該当することとなった場合

① 県外に居住又は就業した場合（就業先の都合によるものを除く）

② 自己都合による離職期間が通算して6か月を超えた場合

③ 会社側の都合または病気、けが等やむを得ない事情による離職期間が通算して12か月を超えた場合（自己都合による離職期間を含む）

※就業先の都合により県内に居住又は就業することができない期間があると認められる場合は、申請により取消が猶予される場合があります。担当窓口にご相談ください。

## (5) 支援額の返還

6-(4)ロに該当し、助成対象者の認定を取り消された場合、支払いを受けた支援額全額を県へ返還するものとします。

また、助成対象者の要件を満たすこととなった日から起算して2年以内に、当初申請した市町村から山形県内の他市町村へ転居した場合は、支払いを受けた支援額の2分の1を県へ返還するものとします。

## 7 助成候補者認定後の手続き

下記の手続きを行わない場合、支援を受けられなくなることがあります。

### (1) 当初の申請内容に変更があった場合の手続き

【提出先：市町村】

	提出期限	提出書類
連絡先や住所等変更があった場合	変更が生じてから3か月以内	イ 状況報告書（別記様式2）

## (2) 認定後の手続き

【提出先：市町村】

	提出期限	提出書類
県内就業開始年度（1年目）	就業後3か月以内	イ 就業状況等報告書（別記様式3） ロ 在職証明書（別記様式4） ハ 住民票の写し（コピー可、マイナンバーの記載のないもの） ニ 奨学金返還証明書（県内就業を開始した以降の日付のもの）（県内就業開始後速やかに奨学金の貸与機関に申請してください。）
就業開始から2年目及び3年目	毎年9月30日まで	イ 就業状況等報告書（別記様式3） ロ 前年の確定申告書の写し（個人事業主の場合のみ）

## (3) 就業期間が通算して3年を経過した後の手続き

【提出先：県】

	提出期限	提出書類
就業期間が通算して3年を経過した場合	3年経過後3か月以内	イ 助成対象者認定申請書（様式は補助金交付要綱で規定） ロ 在職証明書（別記様式4） ハ 住民票の写し（コピー可、マイナンバーの記載のないもの） ニ 奨学金返還証明書（県内に居住・就業した日から通算3年を経過した日付のもの） ホ 誓約書（様式は補助金交付要綱で規定）
補助金交付後、就業開始から4年及び5年を経過した場合	就業4年経過後及び5年経過後から3か月以内	イ 県内居住・就業報告書（様式は補助金交付要綱で規定） ※離職した場合は以下の書類を提出 ロ 雇用保険被保険者離職票又は退職証明書の写し（退職年月日が確認できるもの） ※離職後に再就業した場合は以下の書類を提出 ハ 再就業にかかる在職証明書（再就業年月日が確認できるもの）

## (4) 離職した場合の手続き

【提出先：市町村】

	提出期限	提出書類
離職後、再び就業した場合	再就業後1か月以内	イ 就業状況等報告書（別記様式3） ロ 雇用保険被保険者離職票又は退職証明書の写し（退職年月日が確認できるもの） ハ 再就業にかかる在職証明書（再就業年月日が確認できるもの）（別記様式4）

離職後、やむを得ない事情により通算6か月以内に就業できない場合	離職後1か月以内	<p>会社側の都合又は病気、けが等やむを得ない事情により、離職後に就業できず、求職又は離職期間を12か月までに延長することを希望する場合の手続きとなります。</p> <p>イ 求職・離職期間延長承認申請書（別記様式5）</p> <p>ロ 医師の診断書（写し可）（病気、けが等の場合）</p> <p>ハ 雇用保険被保険者離職票又は退職証明書（退職年月日が確認できるもの）の写し</p>
---------------------------------	----------	---

(5) 他市町村への居住による返還支援額の減額を猶予する場合の手続き

【提出先：市町村】

	提出期限	提出書類
令和8年4月1日以降に、応募書類を提出した市町村以外の県内市町村に居住した場合や、居住開始から3年以内に県内の他市町村へ転居した場合で、1年以内に応募書類を提出した市町村へ転居することが見込まれる場合	応募書類を提出した市町村以外の県内市町村に居住してから1か月以内	<p>イ 返還支援額減額猶予承認申請書（別記様式6）</p> <p>ロ 住民票の写し（コピー可、マイナンバーの記載のないもの）</p>

(6) 辞退する場合の手続き

【提出先：市町村】

	提出期限	提出書類
取消の要件に該当する場合等	—	イ 認定辞退申請書（別記様式7）

(7) 認定取消を猶予する場合の手続き

【提出先：県】

	提出期限	提出書類
県内企業等に就業したものの、就業先の都合により県内に居住又は就業することができない期間があると認められる場合	認定取消の猶予に係る事務取扱要領で規定	<p>イ 認定取消猶予承認申請書（様式は認定取消の猶予に係る事務取扱要領で規定）</p> <p>ロ 住民票の写し（コピー可、マイナンバー記載のないもの）</p> <p>ハ 就業条件等証明書（様式は認定取消の猶予に係る事務取扱要領で規定）</p>

(8) 提出場所

7-(3)及び7-(7)で規定する提出書類は県に、それ以外の提出書類は応募書類を提出した市町村に提出してください。電子申請システムによる提出に対応している市町村については、同システムによる提出も可能です。ただし、応募書類を提出した市町村と異なる市町村に居住した場合（7-(5)で減額の猶予を受け、猶

予期限までに応募書類を提出した市町村に居住した場合を除く）は、以降すべての提出書類を県に提出してください。

なお、やむを得ない事情により手続きができない場合や提出不可能な書類がある場合は、市町村又は県の担当窓口にご相談してください。

## 8 応募・問合せ窓口一覧

### (1) 市町村 (応募書類提出先)

市町村名	担 当	電話
山形市	働きやすさ追求室	023-641-1212
米沢市	企画調整部 地域振興課 若者支援担当	0238-22-5111
鶴岡市	教育委員会 管理課 庶務係	0235-57-4861
酒田市	地域創生部 地域みらい創生課 移住定住ふるさと係	0234-26-5768
新庄市	教育委員会 教育総務課	0233-22-2111
寒河江市	みらい協働課 地域活性化支援係	0237-83-3205
上山市	産業観光課 産業振興係	023-672-1111
村山市	政策推進課 地方創生係	0237-55-2111
長井市	総合政策課 総合戦略室	0238-82-8001
天童市	教育委員会 教育総務課 庶務係	023-654-1111
東根市	総合政策課 地域振興・交流係	0237-42-1111
尾花沢市	教育委員会 こども教育課 教育指導室	0237-23-3330
南陽市	みらい戦略課 企画振興係	0238-27-1250
山辺町	美力発信課 シティプロモーション係	023-667-1110
中山町	総合政策課 まちづくり推進グループ	023-662-4271
河北町	教育委員会 学校教育課 教育総務係	0237-71-1136
西川町	教育委員会 まなぶ課 学校教育係	0237-74-2114
朝日町	政策推進課 地域振興係	0237-67-2112
大江町	教育委員会 教育文化課 再編推進係	0237-62-2270
大石田町	企画情報課 政策企画グループ	0237-35-2111
金山町	教育委員会 教学課 学校教育係	0233-32-0075
最上町	教育文化課 学校教室	0233-43-2053
舟形町	教育委員会 教育課 学事係	0233-32-2379
真室川町	教育委員会 教育課 学校教育係	0233-62-2223
大蔵村	企画課 政策推進係	0233-75-2111
鮭川村	教育委員会 教育課 教育総務係	0233-55-3051
戸沢村	教育委員会 共育課 学校教育係	0233-72-3242
高畠町	企画課 企画調整係	0238-52-1734
川西町	商工観光課 商工労政係	0238-42-6645
小国町	総務企画課 政策企画担当	0238-62-2264
白鷹町	商工観光課 商工振興係	0238-87-0696
飯豊町	企画課 総合政策室	0238-87-0521
三川町	産業振興課 商工観光係	0235-35-7015
庄内町	企画情報課 まちづくり移住係	0234-42-0162
遊佐町	企画課 定住促進係	0234-28-8257

### (2) 県 (応募書類の提出先ではありません。)

担 当	電話
山形県 産業労働部 産業創造振興課 地域産業振興担当	023-630-2691

## 9 市町村別対象奨学金

貸与を受けていた奨学金を支援対象としている市町村にのみ申請可能です。

市町村名	日本学生支援機構 第一種奨学金	日本学生支援機構 第二種奨学金	市町村の奨学金
山形市	○	○	
米沢市	○	○	米沢有為会奨学金
鶴岡市	○	○	鶴岡市育英奨学金
酒田市	○	○	
新庄市	○	○	
寒河江市	○	○	
上山市	○	○	上山市奨学金
村山市	○	○	
長井市	○	○	長井教育会奨学金
天童市	○	○	
東根市	○	○	東根育英会育英資金、石川奨学金
尾花沢市	○	○	
南陽市	○	○	
山辺町	○	○	
中山町	○	○	
河北町	○	○	河北町育英会奨学金
西川町	○	○	西川町育英奨学資金
朝日町	○	○	朝日町奨学金
大江町	○	○	大江町ふるさと奨学金
大石田町	○	○	
金山町	○	○	金山町育英会奨学金
最上町	○	○	最上町教育振興修学資金
舟形町	○	○	舟形町教育振興修学資金
真室川町	○	○	真室川町教育振興修学資金
大蔵村	○	○	大蔵村奨学資金
鮭川村	○	○	鮭川村教育振興修学資金
戸沢村	○	○	戸沢村教育振興修学資金
高畠町	○	○	
川西町	○	○	
小国町	○	○	
白鷹町	○	○	
飯豊町	○	○	飯豊町奨学資金
三川町	○	○	三川町育英奨学資金
庄内町	○	○	庄内町育英資金
遊佐町	○	○	

山形県知事 殿  
市町村長 殿

新やまがた就職促進奨学金返還支援事業助成候補者認定申請書【Uターン促進枠】

令和 8 年度新やまがた就職促進奨学金返還支援事業【Uターン促進枠】募集要項の規定に基づき、次のとおり申請します。

ふりがな		性別	
氏名		生年 月日	年 月 日( 歳)
住所	〒		
電話番号(携帯)		メールアドレス	
卒業高校等 (卒業中学校等)	卒業 ※県外高校等から県外大学等に進学した場合又は高等専門学校卒業者の場合は卒業した中学校等名を記入すること		
支援を申請する奨学金について	いずれか一つに○ ( ) 日本学生支援機構第一種奨学金(無利子) ( ) 日本学生支援機構第二種奨学金(有利子) ( ) 市町村の奨学金( )		
	貸与総額	円	返還残額 ※利子を除く
	返還方法(選択して○を記載) ( ) 月賦返還 月賦額( ) 円 ( ) 月賦・半年賦併用返還 月賦額( ) 円 半年賦額( ) 円		
卒業大学等	上記奨学金の貸与を受けた期間に在学していた大学等を記載 名称( ) 年 月 卒業		
県外における就業実績について	就業先( ) 所在地( ) 在職期間( 年 月 ~ 年 月まで)		
就業予定分野	別表 2「就業予定分野一覧」を参考にアルファベットを記入 分類( ) 職業名(決まっている場合)( )		
Uターンの予定	( ) 単身でのUターンを予定 ( ) 世帯でのUターンを予定		
Uターンを希望する理由			
<input type="checkbox"/> 私は、令和 8 年度新やまがた就職促進奨学金返還支援事業募集要項の 1 - (8) の規定に該当する者ではありません(必須)。 <input type="checkbox"/> 私は、令和 8 年度新やまがた就職促進奨学金返還支援事業募集要項の 6 - (5) の規定に該当する場合の支援額の返還に同意します(必須)。 <input type="checkbox"/> 私は、山形県又は県内市町村がUターン関係情報の提供にあたり、申請書記載の各事項を使用することに同意します(任意)。 ↑ 同意する場合✓(裏面もご確認ください)			

**(募集要項抜粋)**

1－(8) 申請時点において、次に該当しない者

- イ この事業により返還支援を受けようとする奨学金について、本事業以外の支援制度による返還支援や返還額の減額又は免除等を受ける予定がある者（※市町村が行う上乘せ支援を除く）
- ロ 既にやまがた就職促進奨学金返還支援事業Uターン促進枠又は本事業Uターン促進枠の助成候補者の認定を受けている者又は申請中である者
- ハ 山形県若者定着奨学金返還支援事業又はやまがた就職促進奨学金返還支援事業で既に助成対象者として支援を受けている者

6－(4) 助成対象者の認定の取消し

次のいずれかに該当した場合は助成対象者の認定が取り消しとなります。

- イ 奨学金の返還が免除された場合（死亡、精神もしくは身体の障がいによる免除等）
- ロ 要件を満たすこととなった日から起算して2年以内に、次のいずれかに該当することとなった場合
  - ① 県外に居住又は就業した場合（就業先の都合によるものを除く）
  - ② 自己都合による離職期間が通算して6か月を超えた場合
  - ③ 会社側の都合または病気、けが等やむを得ない事情による離職期間が通算して12か月を超えた場合（自己都合による離職期間を含む）

6－(5) 支援額の返還

6－(4)ロに該当し、助成対象者の認定を取り消された場合、支払いを受けた支援額全額を県へ返還するものとします。

また、助成対象者の要件を満たすこととなった日から起算して2年以内に、当初申請した市町村から山形県内の他市町村へ転居した場合は、支援額の2分の1を県へ返還するものとします。

## 就業予定分野一覧（参考：日本標準産業大分類）

助成対象分野は資格や職種ではなく、就業先の該当する分野となります。

分類	対象業種
A	農業・林業関連業種
B	漁業関連業種
C	建設業関連業種（鉱業，採石業，砂利採取業、建設業に関する測量設計業を含む。）
D	製造業関連業種
E	電気・ガス・熱供給・水道業関連業種
F	情報通信業関連業種
G	運輸業，郵便業関連業種
H	卸売業，小売業関連業種
I	金融業，保険業関連業種
J	不動産業，物品賃貸業関連業種
K	観光関連業種（旅行業、宿泊業等含む。）
L	飲食業関連業種
M	医療，福祉関連業種（医薬品販売関係を含む。）
N	教育，学習支援業関連業種
O	その他サービス業関連業種（A～Nに分類されないもの）

※ A～Nの各区分の関係業種には、各業種に関するサービス事業を行う者（各業種に関する専門のコンサルタント、各業界の事業組合等）を含む。